

○津山市役所まると美術館利用要綱

平成20年3月31日

津山市告示第193号

改正 令和3年3月31日告示第307号

(目的)

第1条 この告示は、本庁舎の一部を市民の美術作品等の展示場所（以下「市役所まると美術館」という。）として提供することにより、市民の創作意欲を喚起し、もって芸術文化の振興に資することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 市役所まると美術館を利用することができる者は、市内に活動の本拠を有する美術団体等に所属する者で、市内に住所を有する者とする。

(展示対象物等)

第3条 市役所まると美術館に展示することができる作品は、原則として絵画及び書とし、その展示場所、大きさ及び展示箇所は別表第1に定めるところによる。

(利用期間)

第4条 市役所まると美術館を連続して利用できる期間は、3箇月とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用申請等)

第5条 市役所まると美術館を利用しようとする者は、市役所まると美術館利用申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して、所属する美術団体等の長を通じ、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ利用許可の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認めるとき。

(3) 営利を目的とすると認めるとき。

(4) 施設又は設備（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(5) その他市長が利用を不相当と認めるとき。

(費用負担)

第6条 市役所まると美術館の利用料は、無料とする。ただし、作品の搬入及び撤収に要する費用は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が負担するものとする。

(利用許可の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(3) 第5条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(損害の責任)

第8条 作品の破損，汚損，盗難等（市の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）により損害が生じても，市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第9条 利用者は，市役所まるごと美術館の利用を終えたときは，直ちに施設等を原状に復さなければならない。第7条の規定により利用許可を取り消されたときも，同様とする。

(損害賠償)

第10条 利用者は，施設等を毀損し，汚損し，又は滅失させたときは，市長の指示に基づき，これを原状に復し，又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし，市長がやむを得ない事由があると認めるときは，この限りでない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この告示は，平成20年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日告示第307号）

この告示は，令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 展示場所 | 大きさ | 展示箇所 |
|-----------|--------|------|
| 1階（市民ホール） | 20号以内 | 4 |
| 2階 | 100号以内 | 4 |
| 3階 | 100号以内 | 1 |